

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年一月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢狭山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字水野字月見野四三八 番一八地先から同市大字南入曾 字堂ノ前原五五九番二地先まで		区 間
八・七一〇 一一二・七四	八・五一〇 一一二・七四	敷地の幅員 (メートル)
一一二・一八		延長 (メートル)
歩道整備事業による		備 考